

令和 3 年度

監 査 報 告 書

定 期 監 査

名寄地区衛生施設事務組合監査委員



名衛監第5号  
令和4年2月22日

名寄地区衛生施設事務組合  
管理者 加藤剛士様  
名寄地区衛生施設事務組合議会  
議長 東川孝義様

名寄地区衛生施設事務組合  
監査委員 鹿野裕二  
監査委員 山崎真由美

令和3年度定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年度定期監査を実施したので、  
同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。



## 目 次

1	監査の種類	.....	1
2	監査の範囲及び対象期間	.....	1
3	監査の実施期間	.....	1
4	監査の対象部課、対象事務の範囲	.....	1
5	監査の着眼点	.....	1
6	監査の方法	.....	1
7	実施状況	.....	2
8	監査の結果	.....	2



## 定期監査

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく財務監査（定期監査）

### 2 監査の範囲及び対象期間

令和2年7月1日から令和3年6月30日までに執行された、収入に関する事務、施設の維持管理に関する事務、契約に関する事務。ただし、監査の必要があると認めたときは、過年度分を対象とする場合がある。

### 3 監査の実施期間

令和3年10月21日～令和4年2月17日

### 4 監査の対象部課、対象事務の範囲

#### （1）対象部課

総務課、一般廃棄物処理施設整備推進室、衛生センター、炭化センター、名寄地区広域最終処分場

#### （2）対象事務の範囲

ア 収入に関する事務

イ 施設の維持管理に関する事務（修繕費、委託料、工事請負費、原材料費、備品購入費）

ウ 上記ア及びイに関連する契約事務

### 5 監査の着眼点

- （1）予算の執行、収入、支出及び契約の事務が適正かつ効率的に行われているか。
- （2）文書の処理方法及び諸帳簿の記帳整理並びに事業に係る制度について、法令順守により適正に行われているか。
- （3）現金等の保管について、職員及び金庫等による適正な管理が行われているか。

### 6 監査の方法

収入・支出・契約・財産管理に関する事務・その他これらに関連する事務等の関係書類の提出を求め、条例・規則などとの照合・審査を実施し、必要に応じて関係職員の説明を求めた。

## 7 実施状況

### (1) 監査日程

監査実施通知日	監査対象書類等 提出期限	監査対象書類等 提出日	面接実施日
令和3年10月20日	令和3年11月2日	令和3年11月2日	令和4年1月20日

### (2) 実査

ア 実査日 令和3年10月21日

イ 実査場所 炭化センター、名寄地区広域最終処分場、衛生センター

## 8 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務はおおむね適正に処理されていると認められた。なお、一部において軽微な錯誤等が認められたため、面接実施時において口頭により対応を求めた。

なお、監査の対象とした事務事業の執行において留意及び措置が必要と認められる事項については、「監査の結果に関する報告等に関する取扱要領（令和2年監査委員訓令第2号）」に従って記載する。

指摘事項等の処理区分	
(1) 指摘事項（指導的事項を含む。）	
ア 改善（是正すべきもの）	
(ア) 法令等に違反するもの	
(イ) 公金の支出、契約又は財産管理に適正を欠くもの	
(ウ) 効率性、経済性又は有効性を欠くもの	
(エ) 故意又は過失により損害を与えたもの	
(オ) リスク（組織目的を阻害する要因をいう。以下同じ。）に対する措置が講じられていないもの	
(カ) その他、監査委員が、改善が必要と認めるもの	
イ 検討	
(ア) 法令には違反しないが、リスクの発現を低い水準に抑えることができていない等検討を要するもの	
(イ) リスクへの対応に各部局間の調整等が必要なもの	
(ウ) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討が必要なもの	
(2) 注意	
ア 軽易な誤り及び留意すべき事項であるもの	
イ 指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの	
(3) 勘告（地方自治法第199条第11項及び名寄市監査基準第16条第2項に規定する勘告）	
ア 第1号アの規定のうち、特に重大なもの	
イ 第1号アの規定のうち、著しく経済性、効率性又は有効性を欠くもの	
ウ 第1号ア又はイの規定のうち、至急改善を要するもの	
エ 第1号ア又はイの規定のうち、未措置であるもの又はリスクに対し措置を講じないもの	
オ その他監査委員が勘告相当と認めるもの	

監査の結果は次のとおりである。

(1) 把握した事項

- ア 総務課の所管する事務2件の会計処理について関係書類を確認した。また、手数料の徴収、現金及び証紙の保管方法・状況について確認した。
- イ 一般廃棄物処理施設整備推進室の所管する事務2件の支出について関係書類を確認した。
- ウ 衛生センターの所管する事務15件の支出について関係書類を確認した。
- エ 炭化センターの所管する事務9件の支出について関係書類を確認した。
- オ 名寄地区広域最終処分場の所管する事務12件の支出について関係書類を確認した。このうち処分場で使用するリース車両の修繕にあたり、修繕費用の負担について、起案決裁書には契約書に定める賃借者である組合の負担とする明確な根拠の記載をせず、修繕費が支出されていた。

(2) 監査の結果

【注意】－イ

契約書に定める管理義務に関する支出については、支出の根拠を明確にしたうえで、慎重に執行されたい。

(3) 監査結果に係る共通事項

契約事務について、組合においては契約事務に関するガイドラインを作成していただき、職員に対する研修に取り組まれたい。また、長期継続契約に係る事務を統一的に執行できるよう運用要領を定めることも検討していただきたい。あわせて、感染症等の感染防止に対応するうえからも期間入札及び期日入札に関するガイドライン等の作成を検討し、公正な契約事務の執行に取り組んでいただきたい。

以上

